

平成 30 年度 伊藤忠連合健康保険組合事業案内（事務担当者用）

§ 業務課 適用・給付担当：03（3662）9951

1. 事業所編入要件について

- ◇ 伊藤忠商事株の子会社および関連会社であること。また、将来、編入要件が消滅（資本関係等）した場合であって、組合からの要請があった場合には、組合からの脱退を容認すること。また、編入要件が消滅していない時点での脱退は、原則認められないこと。

2. 健康保険料について（平成 30 年 3 月分「4 月納付」より適用）

- ◇ 健康保険料率 96.0% 労使折半負担

内、特定保険料率（ ） 42.1%

参考：協会けんぽ 100.0%

（都道府県毎に料率が決められていますので平均料率を表示しています）

介護保険料率 14.0% 労使折半負担

参考：協会けんぽ 16.5%

- ◇ 介護保険料が徴収される被保険者の範囲・・・介護保険第 2 号被保険者（満 40 歳～満 64 歳）である被保険者（本人）および、介護保険第 2 号被保険者（満 40 歳～満 64 歳）に該当しない被保険者（本人）であって、被扶養者（家族）に介護保険第 2 号被保険者（満 40 歳～満 64 歳）を有する被保険者（本人）となります。後者を「特定被保険者」といいます。

被保険者（本人）から被扶養者（家族）の介護保険料負担分を考慮して徴収しているため、被扶養者（家族）から介護保険料を徴収することはありません。

- ◇ 特定保険料（ ）・・・実際に納めていただく健康保険料のうち、高齢者医療制度や国民健康保険に対する財政支援のために、“いくら”使われているかを示したものが、特定保険料（率）です。事業主は、お給料から健康保険料等を控除して支払う場合は、必ず控除額を明記しなければなりません。この特定保険料（再掲）については、明記することが望ましいとされています。

- ◇ 保険料算出例：賞与として 999,499 円が支払われた場合（介護該当）の保険料額は、下段「組合」の計算式より求めてください。

個々の標準賞与額・標準報酬月額に、夫々の料率を別々に乗じて算出してください。

保険料算出方法	
保険料額の端数処理（50 銭以上の端数は 1 円に切り上げ 50 銭未満の端数は切り捨て）	
協会	標準賞与額 × 116.5‰ = 介護保険該当者の保険料
	標準賞与額 × 100.0‰ = 介護保険非該当者の保険料
	納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料を合算した額になります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額になります。
（合計保険料） - （健康保険料） = （介護保険料）	
組合	999 千円 × 96.0‰ = 95,904 円（健康保険料）
	保険料額を労使折半（ただし端数 50 銭が生じる場合は、事業主（支払者側）に 1 円切り上げ）
	事業主負担 47,952 円 被保険者負担 47,952 円
	999 千円 × 14.0‰ = 13,986 円（介護保険料）
	保険料額を労使折半（ただし端数 50 銭が生じる場合は、事業主（支払者側）に 1 円切り上げ）
事業主負担 6,993 円 被保険者負担 6,993 円	
（健康保険料） + （介護保険料） = （合計保険料）	

参考条文「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」(昭和 62.6.1 法第 42 号)

第3条 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額に 50 銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が 50 銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に 50 銭以上 1 円未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額が 50 銭以上 1 円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を 1 円として計算するものとする。ただし、特約がある場合には、この限りではない。

3. 被保険者証の再交付について

- ◇ 被保険者証の再交付には、次の場合を除いて再交付手数料として、一申請につき 1,000 円必要となりますので、振込控えを貼付した再交付申請書（適用 9）に、滅失届（適用 30）を添付して提出してください。また、毀損の場合は、滅失届（適用 30）の代わりに、毀損した被保険者証を返納してください。
- ◇ 手数料が免除される場合
 - 1.裏面の住所欄が転居により無余白となった場合・・・無余白の被保険者証を返納してください。
 - 2.盗難にあった場合・・・被害届（盗難届）を提出した警察署の名称・電話番号と、受付年月日・受付番号を再交付申請書（適用 9）にご記入ください。ただし、たとえ盗難であっても、警察署への届出を遺失届で提出した場合は、手数料は免除されませんのでご注意ください。
 - 3.火災により消失した場合・・・罹災証明（写し）を再交付申請書（適用 9）に添付してください。

4.資格を取得した際の決定について（資格取得時決定 従業員を採用した際）

◇ 次に掲げる額を報酬月額として、「標準報酬月額」（標準報酬月額表参照）を決定します。

1. 月給の場合はその額。

（途中入社した場合であって、月給を日割り支給する場合であっても、1月分（30日）の額となります。）

2. 日、時間、出来高によって報酬が定められる場合は、被保険者の資格を取得した月前1月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額（残業手当も同様）

3. 2.の規定によって算定することが困難であるものについては、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額とされていますので、管轄の社会保険事務所にご相談ください。

4. 前3号のうち2以上に該当する報酬を受ける場合には合算額となります。例えば、月給制で残業手当が支払われる給与体系の場合は、資格取得時に残業見込み額を含めた額となります。

なお、残業見込洩れが明らかな場合は、資格取得時に遡り報酬訂正が必要となりますので十分ご注意ください。

◇ 資格取得時に決定された「標準報酬月額」は、被保険者の資格を取得した月からその年の8月（6月1日から12月31日までの間に資格を取得した者については、翌年8月）までの各月の「標準報酬月額」とされます。

5.算定基礎届・賞与届

◇ 紙媒体（電算打ち出し・手書き）もしくは、磁気媒体

◇ 賞与届を社会保険事務所より提供されたOCR様式に手書きする場合は、その写しに事業主印を捺印してお届けください。

◇ 賞与の保険料賦課上限額

年間573万円（4月1日～翌年3月31日まで）

（厚生年金保険は支払い毎に150万円）

6.被扶養者（配偶者・子以外）の認定について

◇ 被扶養者の認定については、被扶養者となる者が主として被保険者の収入で生計を維持している状態であるか否かを判定することになります。

（1）被扶養者の年収が130万円未満（60歳以上180万円未満）かつ、被保険者の年収の2分の1未満であること。

（2）別世帯の場合は、（1）要件かつ、別世帯の収入が被保険者からの仕送り額より少ないこと。ただし、仕送りの実態を証明できないもの（例えば、手渡し援助など）は認定されません。

なお、上記条件にあてはまる場合であっても、被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具

体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行います。

- ◇ 添付書類（確認書類）・・・「扶養理由書（適用 28）」「世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの）の他、収入確認書類等（詳しくはホームページ参照）
- ◇ 配偶者・子に係る認定の取扱は、9 ページに記載しています。
- ◇ 被扶養者認定に必要な確認書類は原則コピーで構いません。

7.退職時の被保険者証の回収は厳重に

- ◇ 事業主は、義務規定（施行規則第 23 条ノ 3）により、被保険者資格を喪失した日から 5 日以内に健康保険組合に「資格喪失後の被保険者証」を返納しなければなりません。
もし事業主が被保険者からの回収が遅れると、無資格受診を起こす原因となり、医療費の返還をお願いすることになりかねません。
そこで、より一層の強化をお願いするため、当組合では、「資格喪失届」に交付したすべての被保険者証の添付がない場合は、資格喪失入力（健康保険料の告知を停止する入力）を行わないことといたします。
ただし、回収ができない場合は、「誓約書」と「回収不能届」か「滅失届」をお届けいただければ、喪失入力は行えます。

8. 被保険者資格取得データ・被扶養者（配偶者・子）認定データの登録について

- ◇ 被保険者資格取得届（WEB 登録）は、10～12 ページ「資格取得データ登録に関する留意事項」をご参照ください。
- ◇ 被扶養者（配偶者・子）異動届（WEB 登録）は、12～14 ページ「配偶者・子データ登録に関する留意事項」をご参照ください。

9. 医療費の自己負担還元金（高額療養費・付加金）・限度額適用認定証について

- ◇ 自己負担額（窓口負担）から 4 万円を控除した額（ただし、1000 円未満端数切捨て） を付加金として還元します。自動払いですので請求書は不要です。ただし、義務教育終了年齢までの場合は、付加金支払申出書に、実際に負担したことを証明する領収書の写しが必要です。
- ◇ 付加金の支払は、自動払い（請求書不要）ですので、事前に当組合コミュニティーサイトから振込先等をご登録ください。個人口座の未登録者に係るお支払は、事業所あてとなります。
- ◇ 入院治療により、医療費の一部負担金が多額になることが予想される場合は、事前に限度額適用認定証（適用 34）の交付を受けることで、負担額を抑えることができます。
【自己負担上限額は次に示した額と食事代や雑費が加算されます】

- ア 標準報酬月額 83 万円以上・・・252,600 円 + (総医療費-842,000 円) × 1%
- イ 標準報酬月額 53 万円から 79 万円・・・167,400 円 + (総医療費-558,000 円) × 1%
- ウ 標準報酬月額 28 万円から 50 万円・・・80,100 円 + (総医療費-267,000 円) × 1%
- エ 標準報酬月額 26 万円以下・・・・・・・・57,600 円
- オ 低所得者(住民税非課税者)・・・・35,400 円

10. 各種保険給付金について

- ◇ 被保険者が、次の手当金を請求する場合は、事業主の証明が必要です。
傷病手当金・・・請求書(給付7)の事業主証明欄・給与支給額証明書(給付4)
出産手当金・・・請求書(給付6)の事業主証明欄・給与支給額証明書(給付4)
埋葬料・費・・・請求書(給付10)の事業主証明欄

- ◇ 出産育児一時金は、平成21年10月より医療機関等直接支払制度が開始されており、被保険者自身が、健保組合に請求書を提出する必要がなくなりましたが、この制度を利用しない(できない)場合は、医療機関との間で直接支払制度を利用しない旨が示された「合意文書(写し)」を請求書(給付5)に添付してください。

§ 業務課 保健事業・審査担当：03(3662)9953

1. 疾病予防・体育奨励について

- ◇ 各種検診に補助金制度があります。(補助額は15~17ページを参照)
 - ・人間ドック(40歳以上の被保険者・被扶養者)
 - ・本人検診(30歳以上40歳未満の被保険者)
 - ・家族検診(40歳未満の被扶養者)
 - ・婦人科検診(40歳以上の被保険者・被扶養者)
 尚、年齢は年度内(4月1日から翌年3月31日)到達年齢とします。
詳しくは、当組合ホームページ(健保ご担当者さまへ一覧)をご覧ください。

- ◇ 健保契約検診機関・・・検診費用のうち当組合補助額相当分は、直接検診機関から請求されますので、検診費用の補助金請求はいりません。健保契約検診機関で受診される場合は、当組合コミュニティーサイトより「利用書」の発行登録を行ってください。

- ◇ 無料歯科健診・・・全国の提携歯科医院で無料の歯科健診が受けられます。提携歯科医院のご確認・健診のご予約は、歯科健診センターのホームページで行っています。

- ◇ インフルエンザ予防接種の補助・・・10月から12月に受けた被保険者(本人)・被扶養者(家族)を対象に、2,000円を上限として補助します。

- ◇ スポーツ施設利用補助・・・当組合が法人契約を締結している、「セントラルスポーツ」「ティ

「アップネス&コ・ス・パ」「ルネサンス」「コナミスポーツ」の都度利用料から1,000円を上限に月3回までと、法人月会費に3,000円補助します。

2. 医療費・ジェネリック医薬品のお知らせについて

- ◇ 当組合コミュニティサイトから、毎月医療費情報を閲覧することができます。
- ◇ ジェネリック医薬品のお知らせ・・・先発医薬品から後発(ジェネリック)医薬品に変更することで、一月の自己負担額が1,000円以上軽減できる方を対象にお知らせをしています。

3. 正しい接骨院のかかりかた

- ◇ 接骨院(整骨院)では、医師資格をもたない柔道整復師による手当であることから、検査・投薬など医療行為を行うことができないため、病状を把握して、適切な治療行為を行うことができません。従って、健康保険が使える範囲は、**原因が明らかな外傷性の負傷(けが)に限定**されています。
- ◇ 接骨院では保険が適用しない慢性腰痛などの治療
医師の同意があれば、鍼灸治療(鍼灸治療院を標榜)には健康保険が適用します。まずは医師の診断を受けてください。
ただし、自身の判断(医師の同意なし)で行った鍼灸治療には健康保険は使えませんご注意ください。

4. 広報誌の発行について

- ◇ 当組合機関誌「健保ニュース」は、年3回各事業所に被保険者全員分を送付いたしますので、被保険者の皆様にお配りください。
- ◇ 健康情報誌「すこやかファミリー」は、年4回被扶養者に認定されている奥様に頒布します。直接ご自宅にお送りしますので、現住所の登録をお願いします。
現住所の登録について
当組合コミュニティサイトから登録・変更
なお、単身赴任等により、被保険者と別々に居住する場合は、妻の居住する住所をご登録ください。

5. 保養所について

- ◇ 保養施設(星野リゾート・伊藤忠健保直営保養所)の契約を行っています。
- ◇ 「SPASS(会員専用ウェブサイト)」の契約を行っています。レジャーやビジネスを快適にする特典をご紹介します。当サイトは、組合員の皆様限定のため、次のID・パスワードよりログインしてください。
(ID: itcrengo パスワード: 6097)

6. ヘルシーファミリー倶楽部

- ◇ ホームページより、健康情報を発信しています。健康チェック・病院検索やくすり検索など多数のコンテンツをご用意しております。当サイトは、組合員の皆様限定のため、次のID・パスワードよりログインしてください。

(ID: itcrengo パスワード: kenpo)

7. ファミリー健康相談・メンタルヘルスカウンセリング

- ◇ ファミリー健康相談

健康に関する不安や疑問についての相談窓口を開設しています。当組合の組合員であればどなたでも、年中無休・24時間受付でご利用いただけます。相談にお答えするのは保健師などベテランの相談員ですが、医学の専門知識を必要とするようなご相談には、後日予約で専門医がお答えいたします。

- ・固定電話からは専用ダイヤル0120-911-053（通話料は無料）

- ・携帯電話からは03-5524-8500（通話料は利用者負担）

- ・ウェブサイトは <http://www.familycarenet.com/kenkou> へ（48時間以内にご返事します）

- ◇ メンタルヘルスカウンセリング

こころの悩みに、電話・面接でのカウンセリングを受けることができます。

専用ダイヤル：0120 911 053

電話カウンセリング

- ・利用：サービス番号3（1人1日1回20分程度となります）

- ・予約：サービス番号4（翌日以降の電話カウンセリングを予約できます）

面接カウンセリング

- ・予約：サービス番号2（5回（1年度中）まで無料、6回目から有料）

8. 家庭用常備薬の斡旋販売

- ◇ 家庭用常備薬を市販価格より安価でご提供しています。通常、当組合が発行する機関誌・健康情報誌などで購入に関するご案内を行います。

9. メタボ流入阻止事業・電話保健指導、受診勧奨事業

- ◇ 健診結果をもとに、メタボになるリスクのある方への情報提供事業（「メタボ流入阻止事業」）や健診項目の数値が高い方を対象とした電話保健指導を実施しています。

- ◇ 受診勧奨事業

健診結果をもとに、医療機関の受診が必要な方を対象に受診勧奨を実施しています。

1. 保険料自動振替について

◇ 次の金融機関において実施可能となります。

1. 三井住友銀行
2. 三菱東京UFJ銀行
3. みずほ銀行
4. りそな銀行
5. 三井住友信託銀行

2. 受任者選任届（印鑑票）の提出について

◇ 保険給付金・健診補助金など、本人に代わって受取る場合の受任者口座をお届出ください。なお、金融機関届出印と、印鑑票の印は必ずしも同一のものでなくても構いません。例えば、金融機関届出印を「事業主印」・組合届出印を「受任者の私印」としても構いません。

（様式6 受任者選任届、様式2 印鑑票）

3. 任意継続保険料について

◇ 任意継続保険の標準報酬月額が資格喪失時のものが適用されます。ただし、任意継続保険の標準報酬月額の上限は360千円ですから、これ以上で資格喪失した場合は、360千円となります。

【平成 19 年 6 月 1 日実施】

通常、被扶養者の認定を行う際、事前確認を行ったうえで実施されているところですが、当組合では、稼働年齢層が比較的多い、配偶者・子に係る認定は、事後確認を原則としているため、認定時の確認書類を「被扶養者「配偶者・子」認定に関する誓約書」のみとし、簡略化を図っています。

・「配偶者・子」にかかわる被扶養者（異動）届記入事項について	
	(セ)被扶養者の職業は、1:未就学児 2:小学生 3:中学生 4:高校生以上(予備校生等含む) 5:パートタイマー(アルバイト含む) 6:無職 の何れかをご記入ください。
	(ソ)被扶養者の収入は、(セ)被扶養者の職業で 5:パートタイマー(アルバイト含む)と記入された場合は、年収見込額(1参照)をご記入ください。その他は、「0円」とご記入ください。 「配偶者・子」の年収見込額から、雇用保険から給付される基本手当や健康保険から給付される出産手当金の受給額を除外する。 年収見込額(1) 健康保険における被扶養者の年間収入は、税法上の扶養家族の範囲とは違い、認定(確認)時点における継続性のある収入により、将来うけるであろう年間収入見込額を決定しています。 例:パート収入の3ヶ月平均月額が9万円の場合は、9万円×12月=108万円になります。
	(10)被扶養者になった日は、次の日をご記入ください。 1:出生した子の認定=生年月日 2:被保険者資格取得時=同日 3:離職した場合の認定=離職した日の翌日(ただし、六日以上遡る場合は申出日の属する月の一日) 4:婚姻した場合の認定=婚姻した日(入籍前より同居する場合は同居した日) 5:その他の認定=生計維持関係が発生した日(ただし、六日以上遡る場合は申出日の属する月の一日)
	扶養する理由は、次の理由をご記入ください。なお、「3.離職」の場合、任意継続被保険者に加入している場合もございますので加入状況をご確認ください。 1.出生 2.取得時 3.離職 4.婚姻 5.収入減 6.子の離婚 また、女子の被保険者が子を被扶養者に加入させる場合は、配偶者(夫)の年収額もしくは、母子家庭であることをご記入ください。
・被扶養者「配偶者・子」認定に関する誓約書(適用35様式)	
	「配偶者・子(未成年者は除く)」の認定を申出の際は、誓約内容を当該被保険者に周知いただき、被扶養者(異動)届に添付してご提出ください。

データ登録要領(コミュニティサイト)

【資格取得データ登録に関する留意事項】

- 資格取得届の作成は不要。ただし、資格取得届総括票（web登録専用）「適用 13 様式」は、別途作成が必要です。必要事項記載のうえ、WEB入力を行った日のうちに、FAX（03-3662-9955）にてお送りください。
被保険者氏名・住所欄の記載は、外字を含む場合を除き「省略」できます。
事業主印は不要です。
資格取得届総括票（web登録専用）は、当組合HPダウンロードサイトより取り出してください。
- 厚生年金保険用の「資格取得届」は、当組合で作成し、事業所へ送付いたします。
- web入力された資格取得データは、翌日（翌日が休業日の場合はその翌日）当組合の保険料システムに取り込まれます。そのため、月末（月末日が休業日の場合は、その前日）に入力された資格取得データは、翌月分から保険料に取り込まれます。
例えば、9月30日に入社した者の資格取得を9月30日に行った場合、10月より保険料に取り込まれます。（10月保険料は9月・10月の2ヶ月分）この場合、9月29日以前に先行入力することで、9月分（当月）保険料に取り込むことができます。
- web入力が可能な時間帯は、午前9：00～午後21：00までとなります。
- 資格取得日の入力可能期間は、入力日より、過去2年・未来（先行）1ヶ月以内までとなります。また、翌月分の先行登録は、取得月の前月18日より可能となります。例えば、4月1日の新入社員の登録は、3月18日より可能となり、登録日の翌日（組合休業日の場合は翌日）には、被保険者証を事業所に発送いたします。
- 窓口交付を希望される事業所へのお願い・・・資格取得に伴う被保険者証を当組合で受取る場合（窓口交付）は、web入力を行ったうえで翌日以降に、資格取得届総括票（web登録専用）・被扶養者届等をご持参のうえ来訪ください。

【資格取得データ入力詳細】

	項目	必須項目	入力規則
1	番号（健保）		半角英数5桁（前0必要） 例：「00016」
2	番号（厚年）	-	健保と異なる場合は入力してください。 入力規則は同上
3	姓（漢字）		全角で7文字まで入力できます。必須項目外ではありません

4	名（漢字）		が、日本人以外でカタカナ入力する場合を想定したもので、日本人については、原則必須項目とさせていただきます。また、外字等により入力できない漢字については、「資格取得届総括票（web登録専用）」でご連絡ください。
5	姓（フリガナ）		全角カタカナで15文字まで入力できます。
6	名（フリガナ）		
7	性別		1:男子 2:女子 3:坑内員 5:厚生年金基金加入男子 6:厚生年金基金加入女子 7:厚生年金基金加入坑内員 より選択してください。
8	生年月日		1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 より選択してください。 生年、月、日は、夫々半角英数2桁（前0不要） 例：昭和38年6月2日生まれの場合は、「38」「6」「2」
9	取得区分	-	厚生年金保険の記載事項ですのでそれに従ってください。 9.取得区分
10	基礎年金番号1	-	「0」:70歳以上で健康保険のみ加入する者 「1」:厚生年金保険に初めて加入する者 「2」:厚生年金保険に再加入する者 「3」:共済組合から公庫等へ出向する者 「4」:船員年金任意継続被保険者
11	基礎年金番号2	-	10.基礎年金番号1欄は、半角英数4桁（前0必要）例：「0916」、11.基礎年金番号2欄は、半角英数6桁（前0必要）例：「091650」
12	資格取得日		年、月、日は、夫々半角英数2桁（前0不要） 例：平成14年9月2日の場合は、「14」「9」「2」
13	報酬月額（金銭）		半角英数7桁で「前0」はいりません。報酬月額が8桁以上になる場合は、「9999999」のように9を7桁入力してください。
14	報酬月額（現物）		半角英数7桁で「前0」はいりません。支給がなかった場合は「0」を入力してください。
15	家族有無区分		資格取得時に被扶養者届の提出がある場合には、「有」を選択してください。
16	転籍区分		伊藤忠連合健康保険組合適用事業所から転籍・転入して来る場合は、「有」を選択してください。なお、伊藤忠商事からの転籍は、「無」を選択してください。
17	郵便番号		半角英数7桁で、「-」:ハイフン不要 海外に居住する場合は、「0000000」を入力してください。
18	住所1		全角25文字まで入力できます。これを超える場合は、「住所2」に入力してください。

			被保険者の住所を入力してください。ただし、海外に居住する場合は、「国名」を入力してください。
19	住所 2 ビル・マンション名	-	入力規則は同上
20	住所カナ		全角カタカナ 75 文字まで入力できます。(厚生年金必須) 健康保険においては必要のない項目です。そのため全角カタカナ 1 文字で入力回避することができます。 厚生年金保険の入力規則との関連から必須項目としております。
21	マイナンバー		半角英数 4 桁ずつ、12 桁を入力してください。 マイナンバーを入力できない場合は、 にチェックを入れて、プルダウンメニューから理由を選択してください。
22	Eメールアドレス	-	「医療費通知更新のお知らせ」をはじめ、健康保険組合からの同報メールを配信します。

必須項目区分

- 「 」 必須項目 (入力がないと先には進めません)
- 「 」 原則必須項目 (入力がないと先には進めません)
- 「 - 」 任意項目 (入力の有無に係らず先に進めます)

【配偶者・子データ登録に関する留意事項】

- 被扶養者届の作成は不要。ただし、未成年者の認定に係る場合を除き「被扶養者「配偶者・子」認定に関する誓約書(適用 35)」を作成し、FAX(03-3662-9955)送信をお願いします。
なお、原本は事業主側で最低2年間は保管してください。
- 被保険者資格取得と同時に被扶養者認定を受ける場合
 - * 被保険者資格取得データと被扶養者認定データを同日に登録する場合は、必ず、被保険者資格取得データ登録完了後、登録済み被保険者一覧より当該被保険者を選択して、被扶養者認定データを登録してください。
 - * 被保険者資格取得データ登録を行った日に、被扶養者認定データの登録が出来なかった場合は、被保険者・被扶養者データ等に係る週次更新完了後、翌週月曜日 午前9:00以降より登録を行うことができます。
- 国民年金第3号被保険者資格取得届: 認定を受けた20歳から59歳の配偶者については、当組合の確認印を捺印して、事業主へお送りします。

【被扶養者データ入力詳細】

	登録項目	必須項目	入力規則
1	姓（漢字）		全角で7文字まで入力できます。必須項目外ではありますが、日本人以外でカタカナ入力する場合を想定したもので、日本人については、原則必須項目とさせていただきます。なお、外字（例えば「高」「崎」）のWEB登録はできませんので、別途FAX等によりご連絡ください。
2	名（漢字）		
3	姓（フリガナ）		全角カタカナで15文字まで入力できます。
4	名（フリガナ）		
5	性別		1：男子 2：女子 より選択してください。
6	生年月日		1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 より選択してください。 生年、月、日は、半角英数（前0不要）で入力してください。
7	続柄		1：夫 2：妻 3：長男 4：二男 5：三男 6：四男 7：五男 8：六男以上 9：養子（男子） 10：長女 11：二女 12：三女 13：四女 14：五女 15：六女以上 16：養子（女子） より選択してください。 なお、ここで続柄選択できない家族の登録はできませんので、通常どおり、紙媒体の被扶養者届を作成してください。
8	マイナンバー		半角英数4桁ずつ、12桁を入力してください。 マイナンバーを入力できない場合は、 にチェックを入れて、プルダウンメニューから理由を選択してください。
9	被扶養者の職業		1：未就学児 2：小・中学生 3：高校生以上（予備校生等含む） 4：パートタイマー 5：自営業者 6：無職 より選択してください。
10	被扶養者の収入		認定時点の年収見込額（「4：パートタイマーを選択した場合は、直近3ヶ月平均×12カ月の額」、「5：自営業者を選択した場合は、前年度の事業所得」）を半角英数（前0不要）で入力してください。無収入の場合は、「0」を入力してください。 なお、「配偶者・子」の年収見込額を入力するにあたり、雇用保険から給付される基本手当や健康保険から給付される出産手当金の受給額の入力は必要ありません。
11	被扶養者認定年月日		7：平成 を選択してください。 年、月、日は、半角英数（前0不要）で入力してください。 認定年月日について 1. 出生した子の認定：生年月日を入力してください。 2. 被保険者の資格取得と同時の認定：資格取得年月日を入力してください。

			<p>3. 離職した場合の認定：離職日の翌日を入力してください。ただし、登録する日から六日以上遡る場合は、登録する日の属する月の一日付となります。</p> <p>4. 婚姻した場合の認定：婚姻した日（入籍前より同居する場合は同居した日）を入力してください。</p> <p>5. 任意継続被保険者の資格を喪失した場合の認定：資格喪失日を入力してください。ただし、登録する日から六日以上遡る場合は、登録する日の属する月の一日付となります。</p> <p>6. その他の認定：生計維持関係が発生した日を入力してください。ただし、登録する日から六日以上遡る場合は、登録する日の属する月の一日付となります。</p>
12	扶養する理由		<p>1.出生 2.取得時 3.離職 4.婚姻 5.収入減 6.子の離婚</p> <p>7.任意継続被保険者（期間満了による）資格喪失</p> <p>8.任意継続被保険者（保険料未納による）資格喪失より選択してください。</p>
13	配偶者の情報		<p>女子の被保険者で子の被扶養者登録の場合に入力してください。次の何れかを選択し、「1」を選択する場合は夫の年収額を入力してください。</p> <p>1：夫の年収を上回るため 夫の年収額（半角英数8桁以内）</p> <p>2：母子家庭</p>

必須項目区分

- 「 」 必須項目（入力がないと先に進めません）
- 「 」 原則必須項目（入力の有無に係らず先に進めます）
- 「 - 」 女子の被保険者は必須項目（入力の有無に係らず先に進めます）

【その他の登録について】

- 組合契約検診機関利用に関する「利用書」発行情報登録
- 被保険者の住所・口座情報（代理）登録

【被保険者が利用できるコミュニティーサイト】

- 被保険者の住所・口座情報登録
- 適用状況（標準報酬月額・被扶養者認定状況等）の閲覧
- 医療費情報の閲覧

健康診査の補助金について

協会けんぽ	伊藤忠連合健康保険組合
<u>生活習慣病予防健診（一般健診）</u>	<u>本人検診（12,000円を限度に補助する）</u> <u>家族検診（15,000円を限度に補助する）</u>
受診対象者 1. 35歳以上の被保険者（本人） 2. 被扶養者の生活習慣病予防健診は実施していない。	受診対象者 1. 30歳以上40歳未満の被保険者（本人検診） 2. 40歳未満の被扶養者（家族検診） ただし、乳幼児及び就学者除く
（一般健診） 診察・計測・血圧検査・尿検査・便潜血反応検査・血液検査・心電図検査・胸部X線検査・胃部X線検査・眼底検査（医師が必要と判断した場合のみ）	診療内容 診察・計測・視力検査・聴力検査・血圧検査・血液検査・尿検査・心電図検査・胸部X線検査・胃部X線検査・便潜血検査
費用 一般健診：受診者負担上限額 6,843円 （眼底検査を実施した場合、76円）	費用（本人検診） 例 1. 総額 18,144円 - 補助金 12,000円 = 受診者負担 6,144円 例 2. 総額 12,000円 - 事業主健診相当額 6,000円 = 補助 6,000円 費用（家族検診） 総額 18,144円 - 補助金 15,000円 = 受診者負担 3,144円
<u>生活習慣病予防健診（付加健診）</u>	<u>人間ドック（28,000円を限度として補助する）</u>
受診対象者 1. 40歳・50歳の被保険者（本人） 2. 被扶養者の生活習慣病予防健診は実施していない。	受診対象者 1. 40歳以上の被保険者（本人） 2. 40歳以上の被扶養者（家族） 3.
（付加健診） 尿沈渣顕微鏡検査・血液学的検査・生化学的検査・眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査	診療内容（受診機関により差異あり） 診察・計測・視力検査・聴力検査・血圧検査・血液検査・尿検査・心電図検査・胸部X線検査・胃部X線検査・便潜血検査・眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査など
費用 付加健診：受診者負担上限額 4,583円	費用 被保険者（本人） 例 1. 総額 27,552円 - 補助金 21,552円 = 受診者負担 6,000円 （事業主健診相当額 6,000円） 例 2. 総額 40,000円 - 補助金 28,000円 = 受診者負担額 12,000円 費用 被扶養者（家族） 総額 27,552円 - 補助金 27,552円 = 受診者負担 0円 （補助額上限 28,000円）

	<p>診療内容（受診機関により差異あり）</p> <p>診察・計測・視力検査・聴力検査・血圧検査・血液検査・尿検査・心電図検査・胸部X線検査・胃部X線検査・便潜血検査・眼底検査・肺機能検査・腹部超音波検査・肝炎検査・梅毒検査・炎症性反応・前立腺検査など</p>
	<p>費用</p> <p>総額 36,750 円 - 補助金 28,000 円 = 受診者負担 8,750 円 （補助額上限 28,000 円）</p>
<u>肝炎ウイルス検査</u>	肝炎ウイルス検査は実施していない。
<p>受診対象者</p> <p>35 歳以上の方で一般健診受診後、健診の結果において GPT 値が 36 U/l 以上</p> <p>（健診内容）</p> <p>HCV 抗体検査・HBs 抗原検査</p> <p>費用：受診者負担上限額 595 円</p>	
<u>婦人科健診（乳がん・子宮頸がん）</u>	<u>婦人科検診（乳がん・子宮頸がん）（15,000 円を限度として補助する）</u>
<p>受診対象者・健診内容</p> <p>1. 乳がん（問診・視診・触診・乳房X線検査） 40 歳以上の偶数年齢の女性の被保険者（本人）</p> <p>2. 子宮頸がん（問診・細胞診） 20 歳以上の偶数年齢の女性の被保険者（本人）</p>	<p>受診対象者</p> <p>1. 40 歳以上の女性の被保険者（本人）</p> <p>2. 40 歳以上の女性の被扶養者（家族）</p>
<p>費用</p> <p>乳がん</p> <p>50 歳以上 受診者負担上限額 1,036 円</p> <p>40 歳から 48 歳 受診者負担上限額 1,610 円</p> <p>子宮頸がん 受診者負担上限額 630 円</p>	<p>費用</p> <p>補助金 15,000 円上限</p>
<p>歯科健診は実施していない。</p>	<u>歯科健診（受診者負担なし）</u>
	<p>受診対象者</p> <p>1. 組合員全員</p>
	<p>費用 無料</p>

特定健康診査（補助上限：基本 5,400 円、詳細 3,400 円）	特定健康診査（受診者負担なし）
受診対象者 40 歳以上 75 歳未満の被扶養者（家族）	受診対象者 40 歳以上 75 歳未満の被扶養者（家族）
診療内容 診察・計測・血圧検査・血液検査・尿検査	診療内容 診察・計測・血圧検査・血液検査・尿検査
費用 補助額 健診実費相当額	費用 補助額 健診実費相当額

伊藤忠連合健康保険組合（平成 30 年 4 月現在）

40 歳以上の家族（被扶養者）のケース

人間ドック 40000 円 - 28000 円（補助上限） = 12000 円（自己負担額）

婦人科健診 6000 円 - 6000 円（補助上限額 15000 円） = 0 円

* 婦人科健診の補助後の残額（9000 円）と人間ドックの自己負担額との調整補助は不可